

令和 6 年 2 月 2 0 日 招 集

令和 6 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 6

議案番号	件名	備考
56	第3次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて	

議案第 56 号

第 3 次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

第 3 次薩摩川内市総合計画基本構想を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 25 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市の総合的な市政の経営を図るため、令和 16 年度を目標年次として第 3 次薩摩川内市総合計画基本構想を策定したいが、これについては、薩摩川内市自治基本条例第 26 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

薩摩川内市自治基本条例（平成 20 年薩摩川内市条例第 41 号）

（総合計画の策定等）

第 26 条 略

2 総合計画は、薩摩川内市の目指すべき将来像としての基本構想及びこれに基づく基本計画で構成するものとし、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとする。

3～6 略

# 第3次薩摩川内市総合計画基本構想

Satsumasendai City Basic Design

～ 薩摩川内2034ビジョン ～

(案)

鹿児島県薩摩川内市

# 目次

<b>第1章 計画の役割と構成</b> .....	3
<b>第1節 計画の役割</b> .....	3
1 これまでの経過 .....	3
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の構成と期間 .....	3
(1) 基本構想 .....	3
(2) 基本計画 .....	3
(3) 実施計画 .....	3
<b>第2節 計画策定の背景と課題</b> .....	4
1 日本を取り巻く社会経済情勢 .....	4
(1) 概況 .....	4
(2) 時代の潮流 .....	4
2 本市の状況 .....	7
(1) 概況 .....	7
(2) 本市の現状と課題 .....	8
<b>第2章 基本構想</b> .....	10
<b>第1節 目指すまちのイメージと未来のまちの姿</b> .....	10
1 目指すまちのイメージ .....	10
2 未来のまちの姿 .....	10
<b>第2節 政策目標（未来のまちの姿を実現するための政策単位の目標）</b> .....	11
1 共生と多様性で輝くまち 【コミュニティ・都市経営】 .....	11
2 安全・安心なまち 【市民安全・消防】 .....	11
3 健やかに暮らせるまち 【保健福祉】 .....	11
4 次世代につなぐ教育のまち 【教育】 .....	11
5 活力と賑わいを生み出すまち 【産業・シティセールス】 .....	11
6 社会を支える快適なまち 【建設・水道】 .....	12

# 第1章 計画の役割と構成

## 第1節 計画の役割

### 1 これまでの経過

薩摩川内市（以下「本市」という。）では、平成27年度から令和6年度までを計画期間とする第2次薩摩川内市総合計画において、「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」を将来都市像に掲げ、コミュニティのつながりと地元産業の支えなどを原動力として、魅力的なまちづくりに取り組んできました。

本市の現状や課題、目指すべきまちのイメージと未来のまちの姿を共有するとともに、時代の潮流を的確に捉えた、本市が進むべきまちづくりの指針として、令和7年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、薩摩川内市自治基本条例に基づく総合的な市政経営の指針を示す最上位計画として位置付け、長期的な展望に立ち、市民と本市がお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進めるための計画とします。

### 3 計画の構成と期間

#### (1) 基本構想

本市が目指すべきまちのイメージや未来のまちの姿を定めるもので、令和7年度から令和16年度までの10年間の総合的な市政経営の指針となるものです。

#### (2) 基本計画

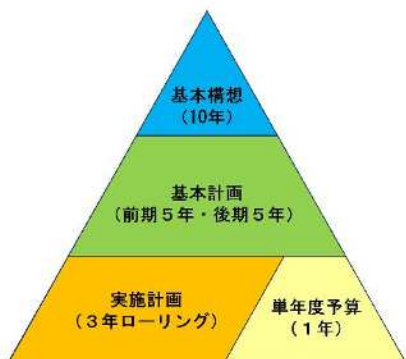
基本構想を実現するため、政策の方向性や施策を体系的に示すものです。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年を前期とし、令和12年度から令和16年度までの5年を後期として設定します。

#### (3) 実施計画

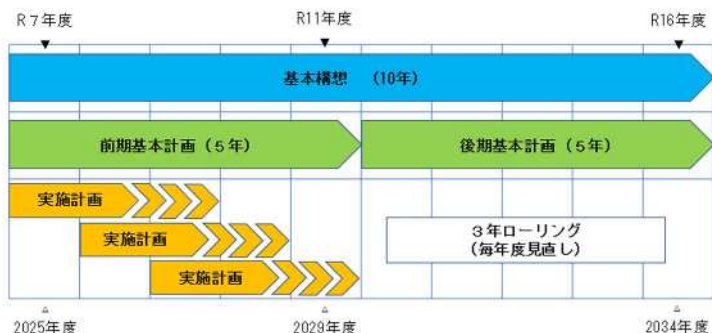
基本計画に掲げた政策や施策に基づき、向こう3年間で取り組む事業を示したものです。

なお、実施計画については、ローリング方式により毎年度見直しを行います。令和7年度の計画は、「第3次薩摩川内市総合計画第1期実施計画（令和7年度～令和9年度）」とします。

<計画構成イメージ>



<計画期間イメージ>



<実施計画の時期>

年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
各期の期間	第1期									
		第2期								
			第3期							
				第4期						
					第5期					
						第6期				
							第7期			
								第8期		
									第9期	
										第10期

第2節 計画策定の背景と課題

1 日本を取り巻く社会経済情勢

(1) 概況

日本を取り巻く社会経済情勢は、大きな転換期を迎えています。人口減少や少子高齢化に加え、災害の激甚化や世界規模での感染症の広がりなどにより、激動の10年間であったといえます。

このような中、本市においても、時代の潮流を的確に捉え、私たちのまちを次の世代に引き継ぐために、社会情勢の変遷に適宜、適切に対応していくことが大切です。

(2) 時代の潮流

ア 世界規模の感染症の克服とデジタル化の進展

令和2年以降、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく社会経済活動が制限され、世界的な景気後退の要因となりました。

日本の社会経済も新型コロナウイルス感染症によって転換期を迎えました。コロナ禍に対応するため、サテライトオフィスやテレワークなど、新しいワークスタイルが急速に進展し、デジタル技術を駆使した新たな社会経済活動は、二拠点居住・多拠点居住による働き方の多様化など、結果的にはライフスタイルの可能性を広げることとなりました。

また、令和4年6月、国は新たに「デジタル田園都市国家構想基本方針」を決定しました。この構想では、高齢化や過疎化が進む地方で深刻化する都市圏との経済的・社会的な格差を踏まえ、デジタルの力を活用した社会課題の解決、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保などにより、暮らし・社会・産業の変革が進み、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being<sup>1</sup>)、「持続可能な社会・環境・経済」(sustainability)、「地域発の産業革新」(innovation)が実現され、年齢・性別、地理的な制約などにかかわらず、誰でもデジタル技術の恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現するとしています。

## イ 持続可能な社会の構築

平成27年、持続可能な世界を実現するために17の目標と169のターゲットから成る国際社会全体の開発目標「SDGs (エスディージーズ。Sustainable Development Goals)」が国連サミットにおいて採択され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、社会・環境・経済をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されました。日本においては、自治体によるSDGsの達成に向けた取組が地方創生の実現に資するものとして推進されており、SDGsの達成につながる持続可能なまちづくりが求められています。

また、気候変動の原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、日々の社会経済活動・日常生活により排出されています。温室効果ガスの排出問題は、国や自治体、事業者だけの問題ではなく、日本の排出量の約6割は、ライフスタイルに起因しているものとされており、国民一人ひとりの課題として捉えなければなりません。

脱炭素社会をつくるため、我が国でも2050年(令和32年)の温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の宣言を行いました。

脱炭素社会の実現に向け、日常生活や事業活動における市民・事業者の意識改革や、行政の率先的な取組など、一体となった取組が求められています。

---

<sup>1</sup> Well-Being : 満足度・生活の質を表す指標群



## ウ 人口減少・少子高齢化の進行

人口減少・少子高齢化の深刻化は、地域経済や地域活動・運営を継続していく上で問題となっています。令和7年頃には全ての団塊世代が後期高齢者となり、令和24年頃には高齢者数が最多を迎えると予想されることから、医療・介護需要の増大が見込まれ、扶助費増加に伴う影響が課題となっています。

また、商工業、農林漁業においても担い手不足は深刻な問題となっており、事業承継者がいないことが廃業・離農の要因になるなど、産業構造、食料の安定供給にも影響を与えています。

人口減少が本格化する中で、医療技術の進歩等によって、健康寿命は延伸しています。労働人口の確保のため、女性や高齢者等の就業率向上への社会的要請は強まる傾向となり、多様な人材が活躍できる環境を整備することが求められています。

## エ 安全・安心な暮らしへの意識の高まり

近年、地震や台風、豪雨、竜巻、猛暑などの自然災害が激甚化かつ頻発化しており、人々の防災に対する意識が高まっています。

このほか、特殊詐欺やSNS<sup>2</sup>上の誹謗中傷、個人情報の流出など、個人のプライバシーや知的財産等に被害を及ぼすリスクも拡大しています。

リスクへの自己管理と正しい知識を各々で身に付け、一人ひとりの備えを強化する「自助<sup>3</sup>」の取組が重要性を増しています。

## オ 価値観の多様化

人々の持つ価値観は多様化しており、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー<sup>4</sup>」を推進し、互いに連携し支え合う、共生社会の実現が求められています。

都会から地方への人の流れ、働き方に合わせたライフスタイルの見直しなど、都市部での仕事重視から「自分らしさ」を重視した地方移住へと、都市圏への一極集中とならない多極化を認める動きも出てきました。

都市圏の若い世代を中心に地方移住への関心が高まる中、価値観やライフスタイルの多様化により、地域のコミュニティの在り方や住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

---

<sup>2</sup> SNS：Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン等用のサービスの総称のこと。

<sup>3</sup> 自助：自分の責任で各々が行うこと。

<sup>4</sup> 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

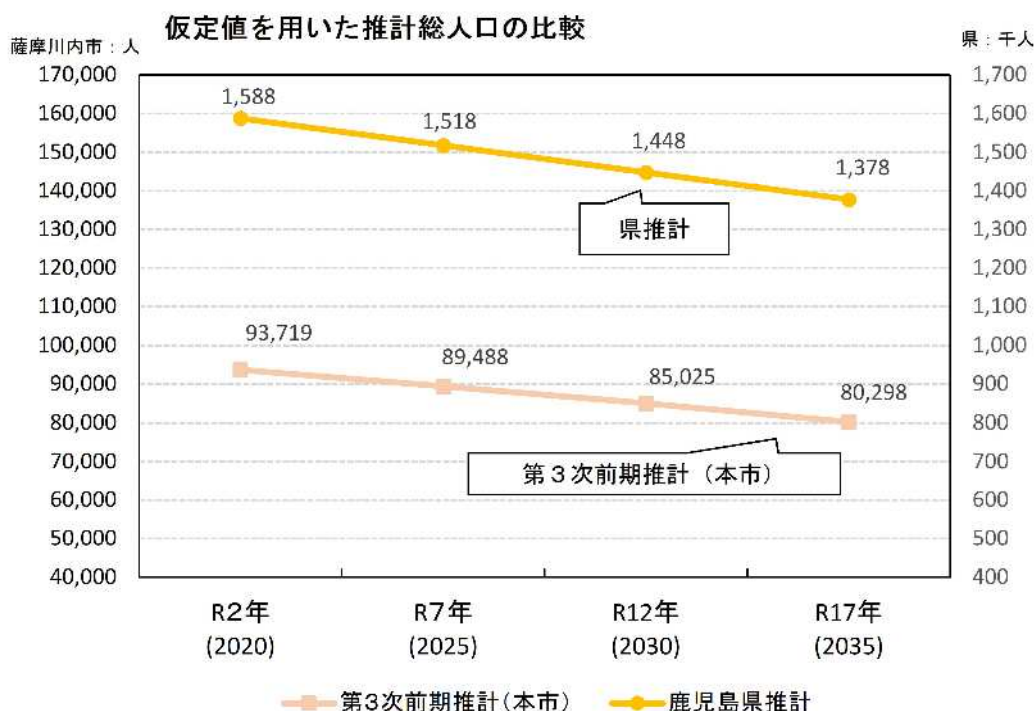
## 2 本市の状況

### (1) 概況

本市の人口は、今後も緩やかに減少し続け、年齢別には15歳未満の年少人口、15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合が減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合は一貫して増加し、令和17年には総人口が約8万人まで減少すると予測<sup>5</sup>されています。

本市では人口減少・少子高齢化の課題を改善するため、若い世代を呼び込み・呼び寄せる雇用環境づくり、生活しやすく交流しやすい環境づくりに取り組んできました。

今後も都市圏への一極集中の是正を図り、地方への人の流れを創出するため、地域の個性を活かしながら取組を進める必要があります。



#### 参考

県推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

第3次前期推計（本市）：住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法を用いて市独自の推計をしたもの

<sup>5</sup> 予測：令和5年国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、令和17年の本市の総人口は80,087人になると推計されている。なお、平成30年時点の同研究所の推計においては、令和16年には本市の総人口は8万人を割り込む水準まで減少すると予測されていた。

## (2) 本市の現状と課題

### ア 市民の協働による地域力の再構築

本市では市町村合併後、平成 17 年度に市内 48 地区において地区住民自らによる地区コミュニティ協議会<sup>6</sup>が組織され、各地区の地域資源を活かした地域力を育むまちづくりが、相互扶助により活発に展開されてきました。

人口減少・少子高齢化により地域活動の担い手が減少し、限られた人材による活動の負担感が増している中で、世代間の交流の促進等により、地域力の再構築を目指す必要があります。

### イ 安全・安心な生活と快適な生活環境の維持

国は災害対策基本法の基本理念に基づき、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえ、国土強靱化基本計画を策定し、平時から大規模自然災害等に対する備えを進めています。

本市においても、激甚化・複雑化する災害に対し、市民の命と安全・安心な生活環境を守るため、自然災害や火災をはじめとする、あらゆる災害等に対し、防災・消防体制を強化することが必要です。

### ウ 地域の保健・医療・福祉体制の充実・強化

全ての市民が、住み慣れた地域でお互いに支え合いながら、健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、地域の保健・医療・福祉体制の充実・強化を図ることが必要です。

### エ 生きる力を育む教育と地域との連携

教育の礎である家庭教育の充実を図りながら、市内全ての小・中・義務教育学校で小中一貫教育を実践し、コミュニティ・スクール<sup>7</sup>制度の導入により、地域と学校が協働した教育活動を通して、豊かな人間性や確かな学力の向上など、自身の可能性を高め、社会を生き抜く力を育むための学校教育の充実に取り組んでいます。

### オ 農林漁業・産業の振興と稼ぐまちの仕組みづくり

本市の稼ぐ力<sup>8</sup>の向上のために、本市の強みでもある九州新幹線、南九州西回り自動車道、重要港湾川内港や観光資源を活かし、市民の日常生活を支える地域経済を活性化させる必要があります。商工業や本市ならではの地域特性を活かした安全・

---

<sup>6</sup> 地区コミュニティ協議会：従来からある自治会等の小規模で多種多様な地縁組織を包括する形で横の連携を図り、行政との連携協力を推進させるものとして、おおむね小学校区の範囲をベースとして設立された新たな住民自治組織のこと。

<sup>7</sup> コミュニティ・スクール：各中・義務教育学校区を単位とし、学校と地域住民等とが力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校」のことであり、学校運営協議会制度を導入した学校のこと。

<sup>8</sup> 稼ぐ力：魅力ある地域資源を更に磨いて付加価値を生み出し、地域の経済的な価値を高める力のこと。

安心で質の高い農林漁業の振興に取り組んでいますが、社会情勢の変化等により安定した所得の確保が難しい中、担い手不足等により事業の継続が課題となっています。

今後も、産業基盤の強化に努めるとともに、まちの魅力を十分に伝えるため、SNS<sup>9</sup>等を活用し、体験やイベント等について積極的に発信していく必要があります。

## カ 社会基盤と暮らし続けるための環境の維持

人口減少・少子高齢化が進む中で、誰もが暮らし続けることができるまちづくりに向けて、地域特性に応じた環境を整備する必要があります。

将来的な投資的経費を抑制しながら、市民生活を支える水道施設、道路・橋梁などの社会基盤を維持管理していく必要があります。

## キ 都市機能の分担

本市は、効果的・効率的な都市経営や地域の活性化を図るため、防災、貿易、観光などの分野で鹿児島県や近隣市町等と共に広域的な連携や交流に取り組んできました。今後も相互協力・補完により、共通する課題に対応する連携・交流の取組を継続する必要があります。加えて、近隣市町等のそれぞれの地域特性や強み・可能性を融合させ、今後の社会環境の変化に対応していく必要があります。

また、広大な市域に市街地や集落が点在する中、人口集中地区における人口密度の低下がみられます。既存都市機能の集積度や土地開発の傾向等を踏まえながら機能別の拠点形成を図り、役割を分担させることで、都市機能の維持・集約、宅地開発の誘導を促し、コミュニティ単位での生活利便性を維持することが必要です。加えて、交通インフラの状況を踏まえ、機能別拠点をつなぐ、持続性のある交通ネットワークを構築する必要があります。

---

<sup>9</sup> SNS : Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン等用のサービスの総称のこと。

## 第2章 基本構想

### 第1節 目指すまちのイメージと未来のまちの姿

#### 1 目指すまちのイメージ

SDGs・カーボンニュートラルの達成とデジタル社会構築の理念の下、「心ゆたかな暮らし」(Well-Being<sup>10</sup>)と、「持続可能な社会・環境・経済」(sustainability)をキーワードに、第3次薩摩川内市総合計画において、本市が目指すまちのイメージを次のように設定します。

##### <繋>つながる 世代を超えて繋がっている

古き良きものを知る世代が、地域に根付く歴史を後世に伝えていくとともに、SDGsやデジタル化などの新しい動きを若い世代がリードすることで、誰もが「繋がり」の持てるまちをつくりまします。

##### <輝>かがやく お互いに認め合い輝いている

このまちを知り、愛し、その良さを発信し、多様性を認め支え合い、誰一人取り残さず、みんなが「輝く」ことができるまちをつくりまします。

##### <安>やすらぐ 誰もが安心して暮らしている

災害に負けないまちをつくり、人生100年時代を見据えた健康を保ち、ゆとりを持って子育てできる環境をつくり、「安全と安心」とともに生活することができるまちをつくりまします。

##### <賑>にぎわう 新たな交流が生まれ賑わっている

産業・イベント・地域活動などにより、性別・世代・国籍等を問わず人や物の交流が生まれ、活気にあふれ「賑わい」のあるまちをつくりまします。

#### 2 未来のまちの姿

本市が目指すまちのイメージの実現に向けて、思い描いた本市の10年後(2034年)の未来のまちの姿を次のように設定します。

人が繋がり 人が輝く 安らぎと賑わいのまち 薩摩川内

---

<sup>10</sup> Well-Being：満足度・生活の質を表す指標群

## 第2節 政策目標（未来のまちの姿を実現するための政策単位の目標）

### 1 共生と多様性で輝くまち 【コミュニティ・都市経営】

広聴広報を充実させるとともに、安定的な財政運営、積極的な行政改革を進め、多様性のある社会を形成しながら、コミュニティの活動や市民活動の活発化に向けた支援を展開します。

また、未来の発展と持続可能なまちづくりを実現するための支援体制を充実します。

### 2 安全・安心なまち 【市民安全・消防】

市民サービスの維持と向上に取り組み、複雑化する災害等に対し、生活環境を守り、住み慣れた地域に安全・安心に住み続けられるように、防災力・消防力を増強するとともに、市民・事業者・行政が連携する体制を構築します。

### 3 健やかに暮らせるまち 【保健福祉】

全ての市民が障害等の有無にかかわらず、地域においてお互いを尊重し合いながら共生して暮らすことのできる体制づくりに取り組みます。

また、健康づくりに対する市民意識の向上のための普及・啓発を進めるとともに、住み慣れた地域で健康で生き生きと安心して暮らしていくことのできる医療体制等の維持・強化に取り組みます。

さらに、子どもを安心して産み育てることのできる環境の整備に取り組みます。

### 4 次世代につなぐ教育のまち 【教育】

家庭における子どもの居場所づくりが進み、学校と地域が連携・協働して、全ての子どもに寄り添い、それぞれの個性に応じた教育の機会において、自らの可能性を追求できる、誰一人取り残さない学校教育を実現します。

また、文化財等が地域・市民の手で守られ、利活用を通して次世代に継承される環境を整備します。

### 5 活力と賑わいを生み出すまち 【産業・シティセールス】

農村、漁村を含む生産基盤の強化と担い手の育成・確保及び六次産業化の促進により生産力の向上を図るとともに、販売力、流通力の向上のための取組を充実させます。

商工業においても、本市の強みや地域の特性を活かした企業の振興や産業の創出に取り組みます。

また、効率的で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や買い物などの生活利便性の維持に取り組みます。

今後も、「また訪れたくなる」観光地となる誘客対策を実施するとともに、地域の魅力を引き出すまちづくりに取り組みます。

## 6 社会を支える快適なまち 【建設・水道】

市民生活を支える社会基盤の維持管理のため、防災機能を高めた安心して暮らせる都市機能の整備・保全に取り組みます。

また、南九州西回り自動車道へのアクセスを向上させ、広域道路ネットワークを形成し、物流の効率化と新たな人の流れを創出します。

さらに、住民生活や経済活動に不可欠な上・下水道事業を安定的に運営するため、施設等の耐震化、長寿命化と効率的な維持管理に取り組みます。

